

## 中部運輸局鉄道部

令和3年10月20日

＜お問い合わせ先＞  
中部運輸局鉄道部  
鉄道安全監査官 前田(明)、東  
TEL 052-952-8034

## 西濃鉄道株式会社に対する改善指示について（概要）

西濃鉄道株式会社に対して、令和3年7月20日から保安監査を実施し、その結果、安全管理体制等に改善を要する事項が認められたことから、10月20日付けで、改善措置を講ずるよう指示しました。

## ■改善指示の概要

西濃鉄道市橋線において、実施基準運転関係にはスタフ閉そく式を施行して列車を運転すると規定しているにもかかわらず、実際にはそのとおり運転していないとの情報が当局のホームページご意見箱に通報されたことに基づき保安監査を実施し、輸送の安全を確保するための取扱状況などを確認。

- 安全管理体制が構築されていないことなどを確認したことから、以下のとおり改善措置を講ずるよう指示。
  - 管理者は、現場の状況を的確に把握する体制を整備した上で、現場の業務の実施状況を定期的に検証して、課題を整理し、必要な改善を継続的に行うとともに、改善の実行性が確保されるよう安全管理体制の構築を図ること。
  - 管理者は、施設及び車両の維持管理並びに運転取扱いが実施基準等の規定に従って実施できるよう、鉄道係員に対し必要な教育及び訓練を適切に行うこと。
- 法令に従った取扱いが以下のとおり行われていないことを確認したことから、併せて改善措置を講ずるよう指示。
  - 乙女坂駅構内の分岐器の交換及びまくらぎのPC化について、鉄道事業法に規定する鉄道施設の変更の手続きを行っていなかった。
  - 鉄道事故等報告規則に規定する鉄道運転事故等届出書について、3件の輸送障害が発生しているにもかかわらず、同届出書が届出されていなかった。
- 施設及び車両の検査・整備並びに運転取扱いにおいて、実施基準に従った取扱いが行われていないことを確認したことから、併せて改善措置を講ずるよう指示。

## ■添付資料

保安監査の結果について（写）



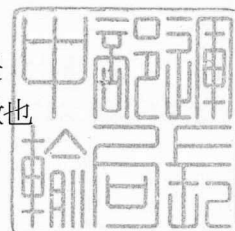
中運鉄安監第30号  
令和3年10月20日

西濃鉄道株式会社

代表取締役社長 藤森 栄一 殿

中部運輸局長

嘉村 徹也



### 保安監査の結果について

貴社の市橋線において、実施基準運転関係にはスタフ閉そく式を施行して列車を運転すると規定しているにもかかわらず、実際にはそのとおり運転していないとの情報が当局のホームページご意見箱に通報された。

このことから、貴社に対して、令和3年7月20日、21日、27日、28日、8月4日、5日、6日及び17日に保安監査を実施したところであるが、監査の結果、以下のとおり改善を要する事項が認められたことから、改善措置を講ずるよう指示する。

なお、改善措置を講ずるにあたっては、当該事項に係る業務の実施計画、実施方法、実施状況、管理方法等の妥当性について検証する等により、背後要因を含め当該事項が発生した原因を究明したうえで、再発防止に必要な改善策を策定するとともに、法令に基づく検査等、輸送の安全に係る業務が確実に実施できるよう留意すること。

講じた措置については、令和3年11月22日までに報告されたい。

### 記

#### 1. 安全管理体制について以下の事項を確認した。

- ・ 安全管理体制の実態が安全管理規程で規定する組織体制と一致していないこと。  
また、管理者が安全管理規程で規定する責務を遂行していないこと。
- ・ 管理者による鉄道係員の人材育成等が安全管理規程どおり行われておらず、車両の検査において測定する理由を理解せずに作業を行うなど鉄道係員のスキルが不十分であること。

このように、貴社では安全管理体制が構築されているとは言えず、このために下記2.及び3.の法令及び実施基準に従った取扱いができていないものと考えられる。

については、輸送の安全を確保するためにも、安全管理規程で規定する組織体制と実態を一致させるとともに、以下のとおり改善措置を講ずること。

- (1) 管理者は、現場の状況を的確に把握する体制を整備した上で、現場の業務の実施状況を定期的に検証して、課題を整理し、必要な改善を継続的に行うとともに、改善の実行性が確保されるよう安全管理体制の構築を図ること。

(1) 施設関係

- ① 実施基準軌道関係第30条の2で規定する軌道変位検査のうち通りについて、整備基準値を超過している箇所に対し、線路検査整備内規に基づき必要な整備を実施していなかったこと。
- ② 実施基準軌道関係第32条で規定する本線の巡視について、「4日に1回以上は実施するものとする。」とされているところ、一部の区間において、巡視の間隔が4日を超えていたこと。
- ③ 実施基準軌道関係第33条で規定する施設の定期検査のうち遊間検査について、検査基準日から起算した許容期間に至る前に検査を実施していたこと。
- ④ 実施基準電気信号関係第12条に規定する運転専用電話について、撤去廃止していたこと。
- ⑤ 信号保安装置マニュアル（実施基準）第21条及び第22条で規定する定期検査について、保安通信設備（運転専用電話）にかかる検査項目が同実施基準に規定されていないため通常検査及び精密検査を行っていないこと並びに踏切保安設備の精密検査を実施していないことを確認した。また、これら設備の定期検査を委託する際に、対象設備や検査項目について明確に指示をしていなかったこと。

(2) 車両関係

- ① 車両整備マニュアル（実施基準）第6条で規定する列車の検査について、「2日を超えない範囲で検査を行うものとする。」とされているところ、一部の列車において、検査の周期が2日を超えていたこと。

